

韓国に輸出する酒類に関する証明書の発行について

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、我が国から大韓民国（以下「韓国」といいます。）へ輸出される酒類について、我が国の所管当局が発行する証明書の添付が必要となる場合には、国税局（沖縄国税事務所を含みます。以下同じ。）で対応しています。

1 韓国が求める証明事項

平成23年5月1日以降に韓国へ輸出する酒類については、以下のいずれかを証明する証明書を添付する必要があります。

- (イ) 平成23年3月11日より前に製造（加工）された酒類であること（製造日証明書）
- (ロ) 宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、千葉県、東京都、神奈川県及び静岡県（以下「指定都県」という。）以外の道府県において製造（産出）された酒類であること（製造地証明書）
- (ハ) 指定都県において製造（産出）された酒類である場合には、韓国の定める上限値を超える放射性ヨウ素131並びに放射性セシウム134及び137を含まないこと（放射性物質検査証明書）

(注) 韓国の定める上限値  $\left\{ \begin{array}{l} \text{放射性ヨウ素131 : 300Bq/kg} \\ \text{放射性セシウム134及び137の合計 : 100Bq/kg} \end{array} \right.$

※1 我が国における放射性物質の基準値の見直しにより、平成24年4月1日より酒類については放射性セシウム134及び137の上限値が100Bq/kgに変更となりました。

2 国税局で証明する事項

国税局においては、酒類業者から酒類に関して申請があった場合に上記1（イ）～（ハ）の事項について証明書の発行を行います。

3 証明書発行のために必要な書類及び提出方法

証明書の発行を申請しようとする方は、一元的な輸出証明書発給システム（以下「システム」といいます。）により、実際に輸出する酒類が証明した酒類と同一であることを確認できる書類（例：インボイス、パッキングリスト等）及びその他国税局長（沖縄国税事務所長を含みます。以下同じ。）が審査に必要として提出を求めた書類を添付の上、申請してください。システムの利用については、「酒類を輸出する際の輸出証明書の発行申請について」を御覧ください。

システムの故障又は改修により、システムによる申請ができない場合は、「韓国

向け輸出酒類に関する証明申請書」、「韓国への輸出申請書」及び「分析試料明細書」（（ハ）の証明の場合のみ）に次の書類を添付し、製造場等の所在地を所轄する国税局酒税課（沖縄県においては、沖縄国税事務所間税課をいいます。以下同じ。）へ提出してください。

また、上記1（ハ）の証明書の発行を申請する場合には、独立行政法人酒類総合研究所で分析を実施するため、分析に必要な試料等を午前中に到着するよう時間帯を指定の上で送付していただく必要があります。詳しくは「輸出用酒類の放射能分析について」を御覧ください。

添付書類
<input type="checkbox"/> 実際に輸出する酒類が、証明した酒類と同一であることが確認できる書類（例：インボイス、パッキングリスト等）
<input type="checkbox"/> 「韓国向けに輸出する酒類に関する誓約書」
<input type="checkbox"/> その他国税局長が審査に必要として提出を求めた書類

#### 4 証明書発行に係る留意事項

申請者自身で申請内容が事実と相違ないことを必ず確認するとともに、十分な時間的余裕を確保した上で申請してください。申請が多数寄せられた場合など、証明書を発行するまで相当の期間が必要となる場合があります。また、発行を受けた証明書は、その記載内容が申請内容と相違ないことを速やかに確認してください。

同一貨物に対し、原則、証明書を複数回発行することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、合理的な理由が存在する場合は、システムの備考欄（書面による申請の場合は適宜の箇所）に再申請理由及び当初発行した証明書番号を簡記して改めて申請することにより、証明書を再発行することが可能です。

－①輸出酒類が出港前、②外国当局へ証明書（コピーを含みます。）が未提出、かつ③当初発行分の証明書の原本を国税局へ返戻する場合

－外国当局から証明書に係る明確な修正指示があり、かつその修正内容が事実に即したものであり、国税局において正当な理由として認められる場合

なお、再申請理由の内容によっては、証明書の再発行を行わない場合がありますので、御承知おき願います。

#### 5 「酒類の分析報告書」の再発行に係る留意事項

既に分析を受けた酒類について、輸出証明書のために再度「酒類の分析報告書」が必要な場合には、独立行政法人酒類総合研究所による再度の分析は不要となることから、次のとおり御対応願います。

##### （イ）システムによる申請時の入力方法

申請書入力画面の「前証明書番号」欄に「前証明書番号（既に発行済みの証明書番号）」を入力してください。また、「資料容量（mL）」欄及び「送付本数（本）」欄に「0（ゼロ）」と入力の上、「その他特記事項」欄に既に発行済みの「酒類の分析報告書」の右上に記載されている番号（以下「試料送付番号」という。）を入力してください。なお、「酒類の分析報告書」を再発行する場

合、アネックスを使用して申請することはできません。

(ロ) 書面の「分析試料明細書」の記載方法

「分析試料明細書」の「その他特記事項」の欄に、「再発行」の旨記載するほか、既に発行済みの「酒類の分析報告書」の右上に記載されている試料送付番号を転記してください。

- ※2 証明申請を行う場合に必要となる添付書類の詳細については、申請を行う各国税局酒税課へお問い合わせください。
- ※3 平成27年9月1日から、国税局が発行する証明書について、偽造防止技術を備えた用紙に変更しました。
- ※4 令和3年4月1日から、国税局が発行する証明書について、朱肉による押印に替え、電子公印による押印に変更しました。